

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第42号
事故等種類	乗揚
発生日時	不明（平成22年5月21日 04時30分ごろ～17時30分ごろの間）
発生場所	青森県八戸市種差海岸付近 (概位 北緯40°31.3′ 東経141°35.8′)
事故等調査の経過	平成22年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{りょうえい} 漁栄丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-40996（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機損傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、濃霧注意報が発表され、視程が約50mの状況下、岩手県洋野町高家漁港^{こうけ}東方350m沖の漁場に向け、高家漁港を出港した。</p> <p>船長は、磁気コンパスを船尾右舷側にある稼働中のバッテリーの上に置いて航行し、数分後、漁場と思われる場所に到着して30分ほど刺網に取り付けた浮標を探したが、霧で視界が悪く浮標を見付けることができなかったので、帰航することにした。</p> <p>船長は、磁気コンパスを見ながら帰途についたものの、高家漁港が分からなくなり、岩手県久慈市久慈港に向かっていたところ、久慈港が見えてこないため、上陸できそうな場所を探していたが、見覚えがあった種差海岸を視認し、初めて高家漁港沖から北西進したことに気が付いた。</p> <p>本船は、船長が上陸しようとして種差海岸付近の砂浜に向けて西進中、平成22年5月21日（時間不明）暗礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、乗揚後、船外機が使用できなくなって航行不能となり、夕刻、乗揚場所から北方の八戸市八戸港第3区4号ふ頭の消波ブロックに漂着し、船長は、漂着場所で上陸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東～東北東、風速 約1.1～1.5m/s</p> <p>日没時刻 18時49分</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>特記事項：岩手県沿岸地域には、5月19日から23日まで濃霧注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>船長は、携帯電話、時計等を所持していなかった。</p> <p>船長は、上陸場所から17時30分ごろタクシーに乗り、自宅に戻った。</p> <p>船長は、磁気コンパスの周囲に鉄器類や電気機械があると磁針方位に大きな誤差が生じることを知らなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、濃霧注意報が発表され、視程約50mの状況下、高家漁港沖から同漁港に帰航しようとしたところ、霧のため視界が悪く、また、コンパスの方位に誤差が生じていたことから、同漁港が分からず、次に、久慈港に向かったものの同港が見えてこず、船長が、上陸できる場所を探していたところ、見覚えがある種差海岸を視認して同海岸に向けて接近中、暗礁等の確認を行わなかったため、暗礁に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、バッテリー上に磁気コンパスを置くと、コンパスの方位に誤差が生じることを知らなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、平成22年5月21日04時30分ごろから、高家漁港に帰航しようとしたが、種差海岸付近で乗り揚げ、その後、八戸港に漂着し、17時30分ごろタクシーに乗り、自宅に帰ったことから、この間において、乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が磁気コンパスをバッテリーの上に置いてコンパス方位に誤差が生じたこと、及び霧により視界が悪かったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、濃霧注意報が発表され、視程が約50mの状況下、高家漁港沖から磁気コンパスを使用して高家漁港に帰航しようとしたが、同漁港等が分からなくなり、船長が、見覚えのある種差海岸を発見して接近中、暗礁等の確認を行わなかったため、暗礁に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	